

令和6年5月27日(月)
午前10時～
区役所8階 特別会議室

第2回 足立区パラスポーツ推進協議会 次第

1 前回欠席委員及び人事異動等による変更委員の紹介

足立区パラスポーツ推進協議会委員名簿（令和6年4月1日）[資料1](#)

2 前回の委員発言内容要旨

第1回パラスポーツ推進協議会 各委員の発言まとめ [資料2](#)

3 足立区パラスポーツアクションプランイメージ案の説明

「足立区パラスポーツアクションプランイメージ案」

(1) アクションプランの位置づけ

[資料3 \(1ページ\)](#)

(2) 本アクションプランにおけるパラスポーツの定義

[資料3 \(2ページ\)](#)

4 協議事項1「アクションプランの目指す将来の姿（目標）」の設定

「足立区パラスポーツアクションプランイメージ案」

(1) 事務局案の提示

[資料3 \(2ページ\)](#)

5 アクションプランの推進体制と役割についての意見交換

「足立区パラスポーツアクションプランイメージ案」

(1) アクションプランの推進体制

[資料3 \(4ページ\)](#)

6 その他

スペシャルライフコートフェスティバル開催結果について（報告）

7 次回日程について

足立区パラスポーツ推進協議会 委員名簿 (令和6年4月1日)

資料1

	区分	氏名	所属・役職
1	学識委員	盆子原 秀 三	SBC東京医療大学 教授
2		藤 後 悦 子	東京未来大学 教授
3		植 松 隼 人	サインフットボールしながわ スクール代表
4		安 岡 由 恵	公益財団法人日本パラスポーツ協会 国際部ムーブメント推進課長
5	関係団体 (五十音 順)	飯ヶ谷 美 恵	総合型地域クラブ興本倶楽部 クラブマネジャー
6		鵜 沢 勝	ADISC 代表
7		加 藤 仁 志	足立区ろう者協会 会長
8		蔵 津 あけみ	足立区肢体不自由児者父母の会 会長
9		桑 原 芳 枝	足立区精神障害者家族会連合会あしなみ会 副会長
10		小金井 寛	総合型地域クラブKITクラブ21 会長
11		齋 藤 安 江	NPO法人つばさの会 理事長
12		佐 藤 奈 緒	足立区手をつなぐ親の会 会長
13		鈴 木 常 義	東京都立足立特別支援学校 校長
14		照 井 智 幸	社会福祉法人あいのわ福社会神明障がい福祉施設 総合施設長
15		戸 部 明 男	足立区視力障害者福祉協会 会長
16		中 島 進	社会福祉法人あだちの里西伊興ひまわり園 施設長
17		中 村 一 昭	東京ヴェルディ株式会社 普及コーチ
18		中 山 小 夜 子	公益財団法人足立区スポーツ協会 副会長
19		西 方 雅 良	総合型地域クラブNACKクラブ クラブマネジャー
20		羽 住 敏 久	足立区スポーツ推進委員会 会長
21		原 則 子	足立区視力障害者福祉協会 卓球クラブ(サウンドテーブルテニス)部長
22		永 島 崇 子	東京都立花畑学園 校長
23		森 澤 美 穂	足立区精神障がい者自立支援センター センター長
24		区職員	依 田 保
25	千ヶ崎 嘉 彦		福祉部長
26	馬 場 優 子		衛生部長

第 1 回パラスポーツ推進協議会 各委員の発言まとめ

発言要旨

(1) パラスポーツを通じた障がい者理解

- ア 共生社会の実現が必要である。
- イ 障がいの有無にかかわらず一緒にスポーツを楽しむ必要がある。

(2) パラスポーツを楽しむ

- ア スポーツを通して笑顔になれる。
- イ 子供に感動を与えさせてあげたい。
- ウ 人間は勝ち負けのゲームができると燃える。
- エ みんなが楽しめるということを考えていく必要がある

(3) 場の提供

- ア 場所、用具や気軽にできる環境が必要である。

(4) 支援する人材の育成

- ア 人材育成が重要である。
- イ 支援者は障がい者に対する知識が必要である。

(5) 様々な主体の連携

- ア いろいろな方とつながる必要がある。
- イ 新しく作り出すというよりも、それをどう結びつけるかを工夫する必要がある。



足立区パラスポーツアクションプラン
(イメージ案)

足立区 地域のちから推進部
生涯学習支援室 スポーツ振興課
【令和6年5月作成】

目次（案）

第1章 アクションプランの考え方

- 1 位置づけ . . . 1
- 2 パラスポーツの定義 . . . 2
- 3 目指す将来の姿【協議会 協議事項】 . . . 2
- 4 計画期間 . . . 3
- 5 進捗管理と見直し . . . 3
- 6 推進体制 . . . 4

第2章 現状と課題

- 1 これまでと現在の取り組み . . . 6
- 2 課題と要因 . . . 7

第3章 施策展開

- 1 施策体系 . . . 8
- 2 重点事業【協議会 協議事項】 . . . 9
- 3 各事業詳細【協議会 協議事項】 . . . 10

第4章 資料編

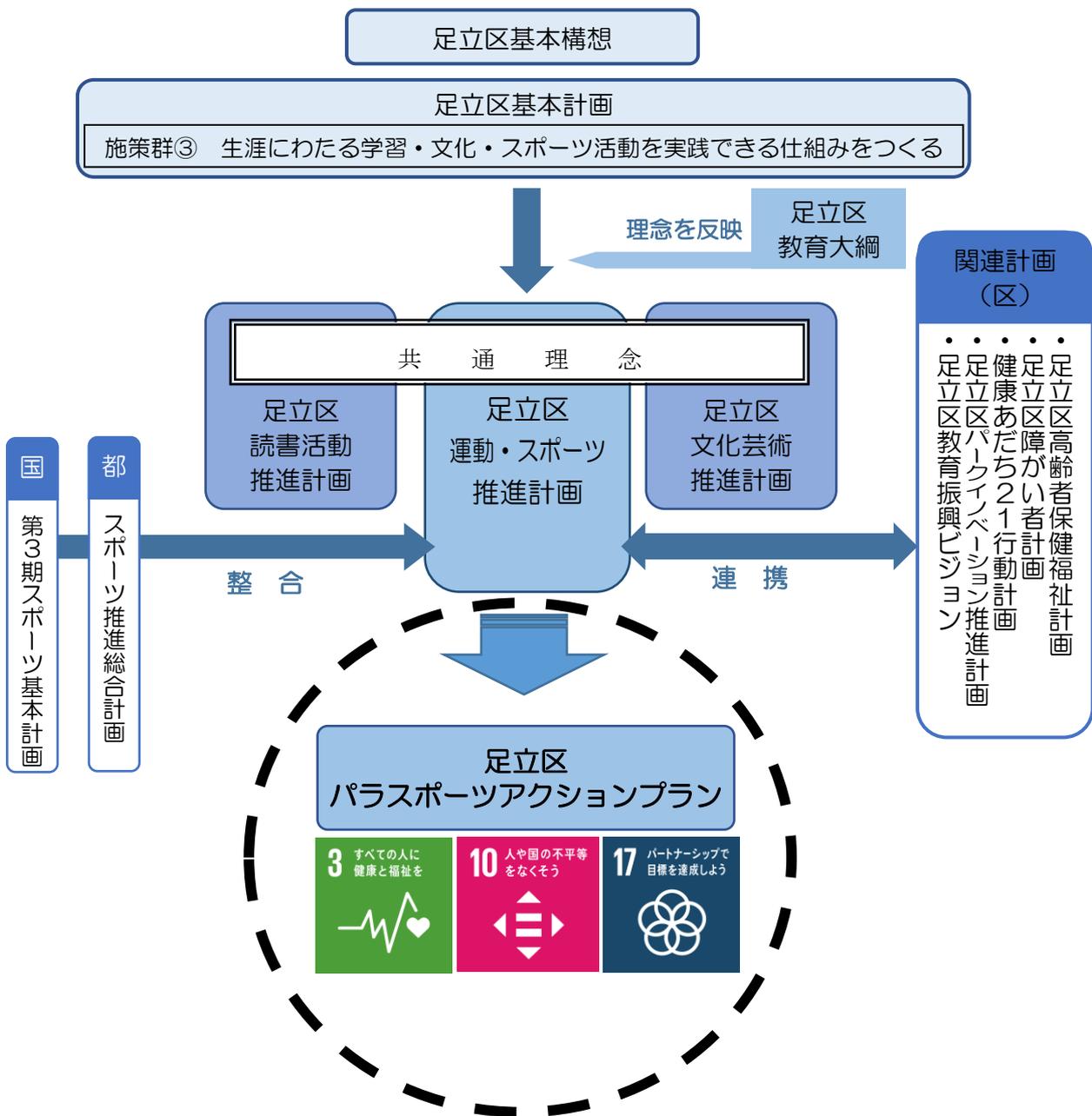
- 1 関係法令 . . . 11
- 2 関連する国の動向 . . . 12
- 3 区のスポーツ施設 . . . 13
- 4 アクションプラン策定の経緯 . . .
- 5 アクションプラン策定に向けての調査事項 . . .
- 6 用語解説 . . .

第1章 アクションプランの考え方

1 位置づけ

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、区の最上位計画である「足立区基本構想」「足立区基本計画」を踏まえ、「足立区運動・スポーツ推進計画」と一体的な取り組みを行っていきます。

「足立区パラスポーツアクションプラン」は、「足立区基本計画」に示したSDGs 17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「17 パートナリシップで目標を達成しよう」の達成に寄与していきます。



第1章 アクションプランの考え方

2 パラスポーツの定義

本アクションプランにおいては下記により、パラスポーツを捉えることとします。

- (1) 一般のスポーツをベースに障がいの種類や程度に応じてルール等を工夫しているスポーツ
- (2) 障がいのある人のために考案されたスポーツ
- (3) 障がいの有無に関わらず共に楽しめるスポーツ

(出典：公益財団法人日本パラスポーツ協会「2030年ビジョン」概要)

【参考】

競技スポーツに加え、散歩やダンス・健康体操、ハイキング・サイクリング、野外活動やスポーツ・レクリエーション活動も含まれており、正に「文化としての身体活動」を意味する広い概念である。(出典：文部科学省 第3期スポーツ基本計画)

3 目指す将来の姿【協議会 協議事項】

「第1回推進協議会の委員の皆様が発言」より、事務局案を作成しました。

パラスポーツアクションの実践により、以下の目標が達成され共生社会が実現している。

- (1) パラスポーツを通じて障がい者理解が広がっている。
- (2) 誰もがパラスポーツを楽しんでいる。
- (3) パラスポーツを行う場が整っている。
- (4) パラスポーツを支援する人材が確保されている。
- (5) 様々な主体が連携し、パラスポーツ活動を推進している。

4 計画期間

令和7年度から令和8年度の2年間で計画期間として、障がいのある方の運動・スポーツ活動の推進に取り組んでいきます。

	5	6	7	8	9
足立区基本構想 ※30年後を見据えて策定	←—————				
足立区基本計画	←—————		←-----		
足立区文化芸術推進計画	←—————→				←-----
足立区読書活動推進計画	←—————→				←-----
足立区運動・スポーツ推進計画	←—————→				←-----
足立区パラスポーツアクションプラン			←—————→		←-----

5 進捗管理と見直し

(1) 進捗管理

区、スポーツ関係団体、福祉事業者等が年に1回活動状況を報告し、パラスポーツ推進協議会で進捗管理を行います。

(2) 見直し

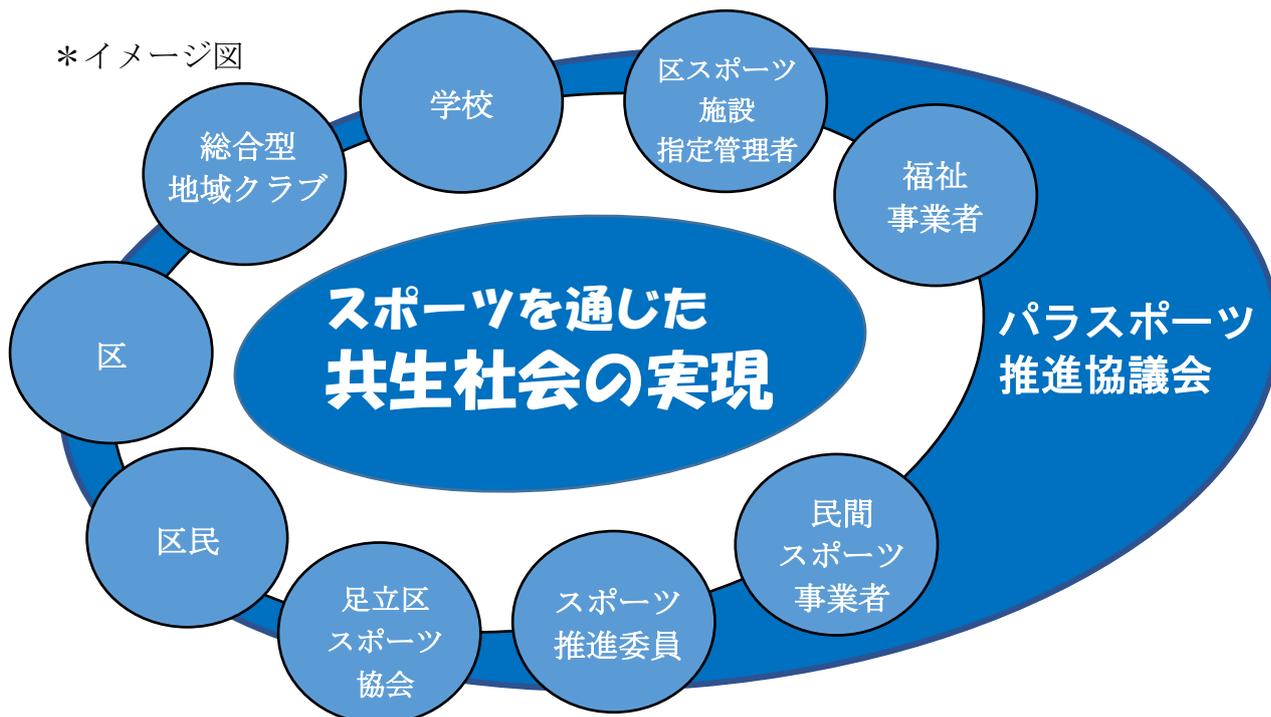
上位計画である「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しに合わせて、4年に1度「事業内容」「重点事業」「目標値」などの施策の見直しを行います。

なお、令和8年度に「足立区運動・スポーツ推進計画」の見直しを行うため、本アクションプランも同年に見直します。

第1章 アクションプランの考え方

6 推進体制

アクションプランの推進にあたっては、障がい特性ごとの運動・スポーツとのかかわりを踏まえつつ、スポーツ関係団体等を中心として、学校、民間団体・事業者等が当事者意識をもって各々の役割を担うことで、協働・協創による取組みを進めていく必要があります。各主体の各々の役割は以下のとおりです。



【区記載案】

パラスポーツ推進協議会

ア アクションプランの目指す将来の姿を実現するため、障がい福祉分野の方や地域の運動・スポーツを支える団体の方、障がい当事者、学識経験者などが専門的知識を持ち寄り、障がいのある方が運動・スポーツをより楽しめる方策について協議し、実践していきます。

【区記載案】

区

ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことのできる機会の提供に努めます。

イ 運動・スポーツに取り組める場づくり、運動・スポーツをささえる人材の育成に努めます。

ウ パラスポーツ推進協議会の運営を通し、パラスポーツ活動の体制を構築・推進します。

区民

ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、運動・スポーツを楽しむ中で、障がい者に対する理解を深め、共生社会の実現に努めます。

【参考】

障害者基本法第8条では、国民の責務として、国民は、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない旨定めている。(内閣府：平成29年版 障害者白書より)

以下の各主体の役割についてはご意見をいただき、次回以降、事務局案を作成しご提示いたします。

公益財団法人足立区スポーツ協会（案）

ア 年齢や性別、障がいの有無等にかかわらず、様々な方が幅広くスポーツに取り組む機会を得られるよう、加盟団体への啓発活動を行います。

スポーツ推進委員

5月27日の協議会でご意見をいただきます。

総合型地域クラブ

5月27日の協議会でご意見をいただきます。

学校

5月27日の協議会でご意見をいただきます。

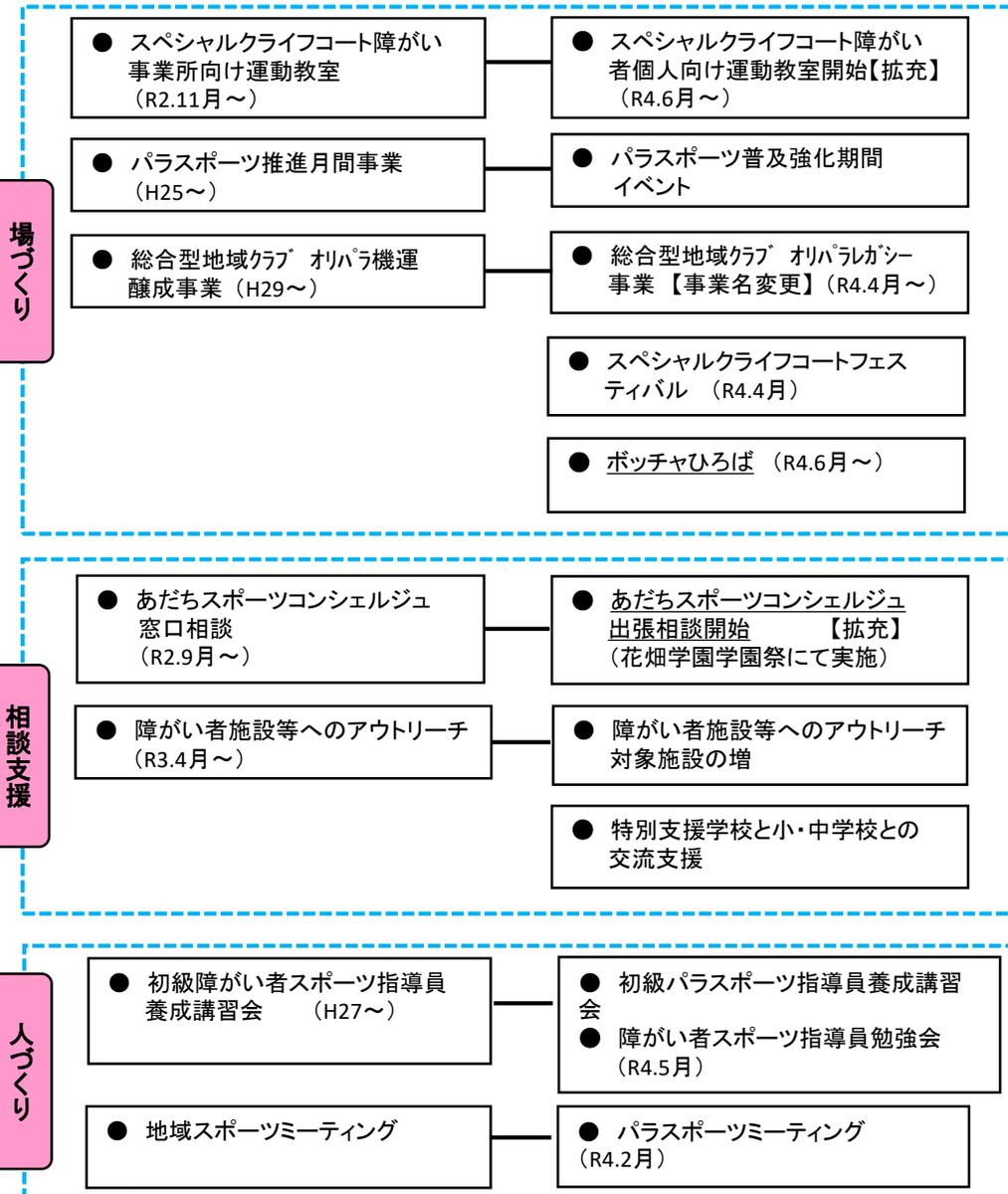
指定管理事業者・民間スポーツ事業者・福祉事業者等

5月27日の協議会でご意見をいただきます。

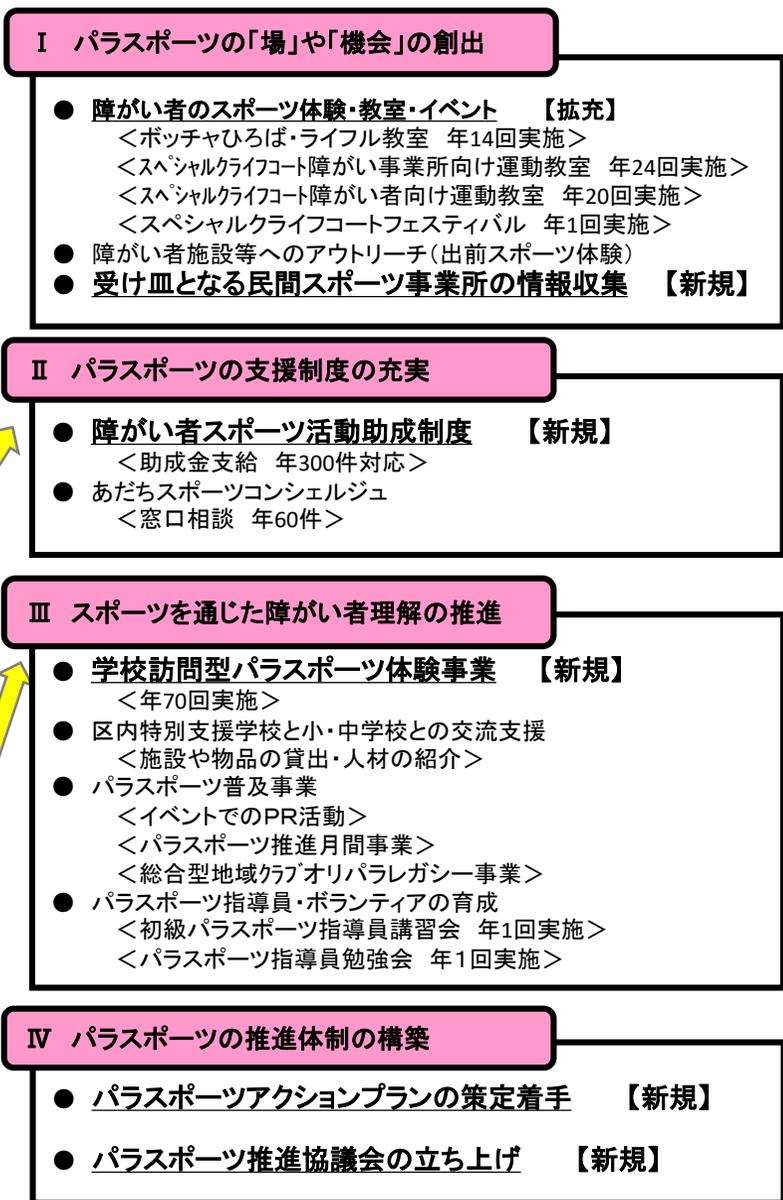
第2章 現状と課題

1 これまでと現在の取り組み

【令和4年度まで】



【令和5年度】



第2章 現状と課題

3 課題と要因

(1) 課題（週1回以上運動・スポーツを行っている方の割合）

足立区 全体	足立区 障がい者	全国 障がい者	東京都 障がい者
35.2%	23.6%	30.9%	35.2%

11.6%の差

週1回以上スポーツや運動をしている方の割合が、障がい者向けのアンケートでは11.6%も低い。また、全国や東京都の障がい者向けのアンケートと比較しても、足立区の障がい者がスポーツや運動をしている割合が低い。

(2) 要因（現在、運動・スポーツを行っていない理由）

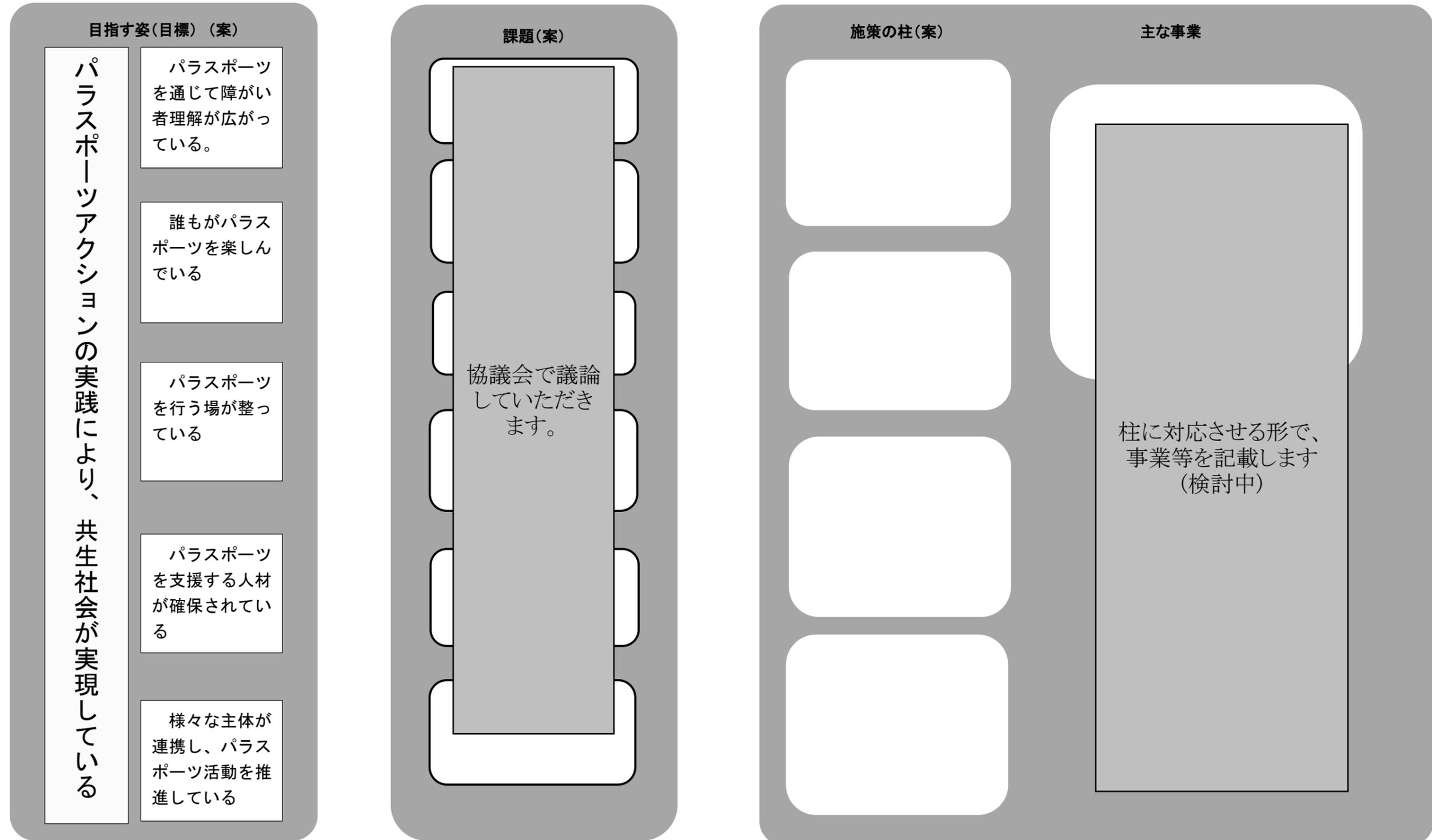
「足立区障がい福祉関連計画のためのアンケート調査（令和5年1月実施）」から抜粋（資料●参照）

アンケート内容	割合
スポーツや運動をしたいと思わない・好きではない	22.1%
体を動かすことが得意ではない	18.9%
経済的に余裕がない	14.4%
どのようなスポーツや運動があっているかわからない	14.1%
場所や環境がない	13.7%
一緒に取り組む仲間がいない	13.7%
時間的に余裕がない	10.5%
病気や障がいのため	6.2%
医師から止められている	5.3%
指導してくれる人がいない	5.3%
硫黄や準備・後片付けをサポートしてくれる人がいない	4.4%
施設の受入体制が整っていない	3.5%
必要な用品や器具がそろえられない	3.4%
その他	22.8%

運動・スポーツに関心があっても、何かしらの社会的障壁により運動・スポーツを行うことができていない方が多い。

第3章 施策展開

1 施策体系



第3章 施策展開

2 重点事業

協議会で議論させていただきます

4 各事業詳細

柱1

障がい者がスポーツを楽しめる場や機会を充実させる

施策 No.	1-1		
取組項目			
取組目的	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; display: inline-block;"> イメージ </div>		
取組みの概要			
活動指標	事業参加者数		
	現状値	△△人	R8 目標値 ○○人

第4章 資料編

1 関係法令

(1) スポーツ基本法

(前文抜粋)

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利であり、すべての国民がその自発性の下に、各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保されなければならない。

(基本理念)

第二条第5項 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

(2) 障害者基本法

(地域社会における共生等) 抜粋

第三条 全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、～社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。

(国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、第一条に規定する社会の実現を図るため、前三条に定める基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(国民の理解)

第七条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

(文化的諸条件の整備等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

第4章 資料編

2 関連する国等の動向

(1) スポーツ基本法の制定（平成23年）

「スポーツは、世界共通の人類の文化である。」で始まる我が国のスポーツの推進のための基本的な法律として平成23年に制定されました。

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であることを示し、基本理念の中で「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」と明記するなど、スポーツの価値や意義、スポーツの果たす役割の重要性が示されています。

(2) 第3期スポーツ基本計画（令和4年）

令和4年に、スポーツ基本法に基づきスポーツ立国の実現を目指す上での重要な指針として「第3期スポーツ基本計画」が策定されました。

同計画では、国民が「する」「みる」「ささえる」ことを真に実現できる社会を目指すため、「スポーツをつくる／はぐくむ」「あつまり、スポーツをともにを行い、つながりを感じる」「スポーツに誰もがアクセスできる」という3つの新たな視点が必要になると考え、特に重点的に取り組むべき施策として「東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会の実現、多様な主体によるスポーツ参画の促進」を掲げています。

(3) 東京都スポーツ推進総合計画（平成30年）

東京都は「東京都スポーツ推進計画（平成25年3月策定）」及び「東京都障害者スポーツ振興計画（平成24年3月策定）」を見直し、スポーツを通じて東京の未来を創造していくための計画として、平成30年3月に「東京都スポーツ推進総合計画」を策定しました。同計画は「スポーツの力で東京の未来を創る」を基本理念に掲げ、都民の誰もが、スポーツを心から楽しんでいることを基本とし、スポーツが諸課題の解決にも大きく貢献している「スポーツ都市東京」の実現を目指すこととしています。その実現のため、スポーツを通じた「健康長寿の達成」「共生社会の実現」「地域・経済の活性化」を具体的な政策目標として掲げ、達成に向けて取り組んでいます。

第4章 資料編

(4) 国際スポーツ大会の東京開催（令和7年）

令和7年（2025年）に「東京2025世界陸上競技選手権大会」、「第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025」の開催が決定しました。

世界陸上競技大会は陸上競技におけるオリンピックに並ぶ世界最高峰の大会で、東京が開催地に認定されるのは34年ぶり、日本開催は通算3回目になります。国立競技場をメインに49種目（男子24種目、女子24種目、男女混合1種目）が実施される予定で、みるスポーツとして東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーを継承することが期待されています。

デフリンピックは、ろう者（英語でデフ「耳が聞こえない」という意味）による国際スポーツ大会で、日本で初めて開催され、足立区では東京武道館にて柔道、空手の2種目が開催されます。大会ビジョンとして「デフスポーツの魅力や価値を伝え、人々や社会と繋ぐ」、「世界に、そして未来につながる大会へ」「誰もが個性を活かし力を発揮できる共生社会の実現」を掲げています。この大会を契機に、障がいのあるなしに関わらず共にスポーツを楽しめる共生社会への貢献が期待されています。

3 区のスポーツ施設

次回以降まとめます

4 アクションプラン策定の経緯

次回以降まとめます

5 アクションプラン策定に向けての調査事項

次回以降まとめます

6 用語解説

次回以降まとめます

令和6年度「スペシャルクライフコートフェスティバル」

1 日時

令和6年4月29日（月・祝） 午前10時から15時30分

2 会場

足立区総合スポーツセンター スペシャルクライフコート及びその周辺

3 参加者数

のべ2,564人

4 実施風景

ステージ 開会式



ステージ 北澤豪氏スペシャルトークショー



スペシャルライフコート アンプティサッカー



大体育室 シッティングバレー

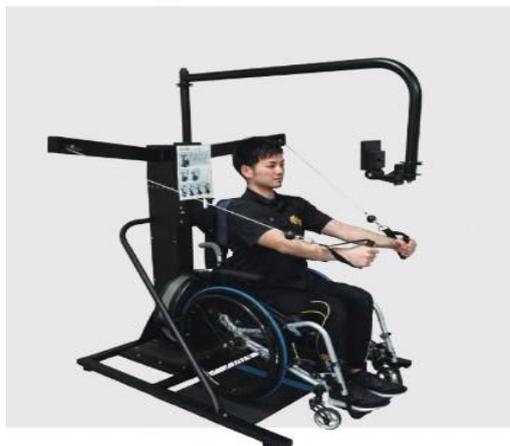


小体育室 車いすハンドボール



令和6年5月14日、総合スポーツセンターに車いすの
方も利用できるトレーニングマシンが導入されました

フライエルゴメーター（ケーブルを水平に動かすマシン）



1 納入機種の特徴

- (1) 車いす利用者にとってウエイト系マシンよりも利用しやすい有酸素系マシン
- (2) 介助者なしで車いすに乗ったまま利用できる
- (3) 複雑な操作がなく、トレーニングマシンに不慣れな方でも操作しやすい
- (4) 肩だけでなく上半身全体を動かしながら有酸素運動するマシンなので、車いす利用者が抱える肩の固まりなどの症状を軽減させる可能性がある

2 利用方法

- (1) トレーニングルームで予約制の「新規講習」を受講後、指導員による「トレーニングアドバイス」に参加し、「個人トレーニング証」を受領する
- (2) 登録後は、窓口で「個人トレーニング証」を掲示し、利用料金を支払い利用できる

3 利用料金等

- (1) トレーニングルーム利用時間は午前9時から午後9時まで
 - (2) 入場料1回300円、時間制限なし（マシン使用料は発生しない）
- ※ 退場後に改めてご利用する場合は入場料300円が発生します。

4 導入場所

足立区総合スポーツセンター（トレーニングルーム）
住所：足立区東保木間 2-27-1 電話：03-3859-8211

5 問い合わせ

足立区生涯学習支援室スポーツ振興課スポーツ施設支援係 電話：03-3880-5989

障がい「あっても」「なくても」楽しめる本を集めました！

りんごの棚

中央図書館では、視覚障がいや、知的障がいによって、本を読むことが難しい方も、「見る・触れる・聞く・感じる」などして気軽に読書体験ができる「りんごの棚」を設置しました。「点字つき絵本」や「さわる絵本」など、約150冊*を手に取って楽しむことができます。



*令和6年1月現在

音や絵で読む本
マルチメディア DAISY
オーディオブック

やさしく読める本
LLブック

定番絵本も！



点字つき
絵本

『しろくまちゃんのほっとけき』
[こぐま社]
わかやまけん/作
もりひさし/作
わだよしおみ/作

りんごのたな

「りんごのたな」には、やさしい言葉でわかりやすく書かれた本や、さわる絵本などがあります。読むことが難しい子どもたちも、読書を楽しめるコーナーです。



あの名作も！



『赤毛のアン』上巻
[講談社]
L・M・モンゴメリ/作
村岡花子/訳
HACCAN/絵

大きな
文字の本

さわって楽しむ本
点字つき絵本 布絵本

障がいを
知るための本

大きな文字の本

2階児童コーナーへお越しください

中央図書館以外の区立図書館でも
りんごの棚の設置が進んでいます。

詳しくは
こちらから



「りんごの棚」とは？

1993年にスウェーデンの図書館で始まった「特別なニーズのある子どもたちのための資料を展示した棚」です。名前の由来は、ロンドンの障がい児向け図書館にある、言語障がいのある子どものおもちゃから来ています。この棚の設置は国内外の多くの図書館で広がっています。

録音・点字図書の貸出サービス

活字を読むことが困難な方のために、録音図書（デイジー版）と点字図書の貸出を行っています。ご登録いただいた方には、録音図書（デイジー版）の視覚障がい者サービス利用案内を差しあげています。

※デイジー（DAISY）とは、視覚障がいなどにより活字の読みが困難な方のために製作されるデジタル図書で、CDの形で貸出を行っています。

1 サービス内容

(1) 利用できる資料 足立区立図書館及び全国の図書館が所蔵する録音図書（デイジー版）・点字図書

(2) 貸出冊数 20冊

(3) 貸出期間 返却に要する期間を含め1か月

※身体障害者手帳（視覚障がい）をお持ちの方は、郵便での返却ができます。

（「特定録音物等郵便物」に該当するため郵送料金はかかりません。）

2 再生機の貸出

録音図書（デイジー版）を聞くために必要な録音図書再生機の貸出を行っています。

(1) 機種 プレクストーク（シナノケンシ社製）

(2) 貸出期間 3ヵ月（再貸出可）

(3) 貸出・返却方法 中央図書館までお越しください。

録音・点字図書に関する情報提供

録音図書（デイジー版）と点字図書に関する情報を定期的にお届けしています。

1 声のおたより

足立区立中央図書館発行。人気のある図書の情報や図書館からのお知らせを収録した録音図書（デイジー版）を、希望する方へ年4回配付しています。

2 新着図書のお知らせ

都内の図書館で新たに製作した録音・点字図書の情報を収録した録音図書（デイジー版）を、希望する方へ隔月配付しています。

その他のサービス、申請方法等については裏面をご覧ください。

対面朗読・音声読書器 “よむべえ”

中央図書館で所蔵している図書や雑誌を音訳者が読み上げます。また、音声で読み上げる読書器「よむべえ」も設置しています。

1 利用日時

火曜日～金曜日（祝日・休館日を除く）、午後1時～午後4時の2時間まで

2 利用方法

利用する日の前週の金曜日までにご予約ください。

「よむべえ」は、中央図書館3階障がい者サービス室内にて、ご自身で操作していただきます。

インターネットパソコンの利用

パソコン画面や操作を読み上げるソフトを搭載したパソコンや、点字資料を印刷する専用のプリンタがご利用になれます。点字用プリンタをご利用の際は、専用の用紙をお持ちください。

1 利用時間

午前10時から午後5時まで

2 利用方法

事前にご予約ください。

いずれのサービスも、足立区にお住まいで下記の（1）または（2）に該当する方がご利用いただけます。

（1）身体障害者手帳（視覚障がい）をお持ちの方

（2）墨字のままでは図書の利用が困難な方

ご利用には事前登録が必要となりますので、中央図書館までご来館いただくか、郵便または電話でご申請ください。

※ご来館の際は、身体障害者手帳（視覚障がい）または本人確認書類をお持ちください。

申請先 〒120-0034 足立区千住5-13-5
足立区立中央図書館図書案内係 障がい者サービス担当
電話番号 03-5813-3744 FAX番号 03-3870-8415

図書館資料宅配サービス

ご来館不要！
ご自宅まで本を
お届けします

身体の障がいなどの理由により、図書館へ来館することが困難な方を対象に、図書資料を郵送でお貸し出しします。

1 利用できる方

足立区にお住まいで、以下の（１）から（３）のいずれかに該当する方

（１）身体障害者手帳をお持ちの方で、以下の区分に該当する方

障がいの程度	等級
両下肢、体幹又は移動機能に係る障がいを有する方	1～2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能に係る障がいを有する方	1～3級

（２）愛の手帳をお持ちの方で、区分が1度又は2度の方

（３）介護保険被保険者証をお持ちの方で、区分が要介護5の方

2 サービス内容

（１）利用できる資料 足立区立図書館が所蔵する図書・雑誌

（２）貸出冊数 上限は20冊で、1袋に5冊まで同封し貸出します。

（３）貸出期間 郵送に要する期間を含めて30日まで

（４）予約冊数 20冊

3 申請方法

必要な書類を下記申請先へ郵送にてご送付いただくか、足立区オンライン申請システム「図書宅配サービス利用申請」にてご申請ください。なお、サービスの利用開始までは、申請から概ね1週間かかります。

4 必要な書類

（１）宅配サービス利用申請書

（２）身体の障がいなどを証明する書類等の写し

5 申請先

〒120-0034 足立区千住5-13-5

足立区立中央図書館図書案内係 図書館資料宅配サービス担当

電話番号 03-5813-3744、FAX番号 03-3870-8415

ハンディキャップサービス URL <https://www.city.adachi.tokyo.jp/toshokan/hs.html>



サービス利用の流れ

1 申込方法



- ・貸出を希望する資料を「宅配サービス貸出申込書」にご記入のうえ、郵送またはFAXでお申し込みいただくか、図書館マイページから予約してください。
- ・お電話で直接お申し込みいただいても結構です。
- ・お好きな作家や本のジャンルがありましたらお調べします。お気軽にご相談ください。



2 貸出方法



- ・図書館で資料を専用の袋に梱包し、「心身障害者用ゆうメール」でお送りします。
- ・資料が貸出中の場合や他の図書館から取り寄せる場合は、お届けまでに時間を要します。
- ・貸出にかかる郵便料金は、図書館が負担します。



3 返却方法



- ・お読みになりました資料は、お送りした専用の袋にお戻しいたいただき、宛名カードを裏返し「中央図書館あて」にしてください。
- ・次にお読みになりたい資料がありましたら、返却時に「宅配サービス貸出申込書」を同封していただいても結構です。
- ・専用の袋は郵便ポストに投函していただくか、お近くの郵便局へお持ちください。
- ・返却にかかる郵便料金は、着払いで図書館が負担します。